

令和4年9月 川棚町議会臨時会会議録

令和4年9月2日 金曜日（午前10時開会）

出席議員（13人）

1番	福田	徹
2番	小谷	龍一郎
3番	毛利	喜信
4番	初手	安幸
5番	堀池	浩
6番	山口	隆
7番	小田	成実
8番	田口	一信
9番	高以良	壽人
10番	（欠員）	
11番	炭谷	猛
12番	水谷	末義
13番	堀田	一徳
14番	村井	達己

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 久 田 直 喜

説明のため出席した者の職氏名

町 長 山 口 文 夫

副 町 長 馬 場 直 英

教 育 長 竹 下 修 治

総 務 課 長
兼選挙管理委員会書記長 大 川 豊 文

企画財政課長 佐々木 健太郎

税 務 課 長 小中尾 寿 隆

健康推進課長 太 川 一 輝

長寿支援課長 成 富 浩 樹

会 計 課 長 末 永 安 江

住民福祉課長 中 原 敬 介

産業振興課長
兼農業委員会事務局長 福 田 多 肥

建 設 課 長 琴 岡 美 昭

ダム対策室長 田 川 義 信

水 道 課 長 川 内 和 哉

教 育 次 長 荒 木 俊 行

行 政 係 長 井 原 和

議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 選挙第1号 副議長の選挙
- 第4 議席の変更
- 第5 石木ダム対策調査特別委員の選任
- 第6 選挙第2号 東彼地区保健福祉組合議会議員の選挙
- 第7 報告第9号 専決処分の報告（損害賠償の額を定める件）
- 第8 議案第36号 工事請負契約の締結（町道上組西部線歩道設置工事（堺橋1期下部工及び附帯工））

追加議事日程

- 第1 堀田一徳議員の議会運営委員の辞任
- 第2 議会運営委員の選任

(10:00)

議 長 ご起立願います。おはようございます。着席ください。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達しておりますので、令和4年9月川棚町議会臨時会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。

(10:00)

議 長 はじめに、去る8月2日、波戸勇則議員から一身上の都合により、同月31日付けで辞職したい旨の願い出が提出されましたので、閉会中であつたため、地方自治法第108条の規定により、議長において8月3日、これを許可しておりましたので、ご報告いたします。

よって、本日は副議長の選挙を行う予定としております。

日程第1 会議録署名議員の指名

議 長 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、川棚町議会会議規則第125条の規定によって、堀池浩議員及び田口一信議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議 長 次に、日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、お手元に配布をしております会期日程案のとおり、本日1日限りと決定したいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定をいたしました。

(10:01)

議 長 なお、議事日程につきましても、お手元に配布のとおりであり

ます。

議 長 これから先は、副議長選挙へと移りますので、ここで、しばらく休憩をいたします。

(10 : 02)

(…休 憩…)

(10 : 03)

議 長 それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第3 選挙第1号

議 長 次に、日程第3、選挙第1号「副議長の選挙」を行います。

この選挙は、地方自治法第118条第1項等の規定に基づき、投票により行います。議場の出入口を閉めます。

(議場出入口閉鎖)

(10 : 04)

議 長 ただいまの出席議員は13名であります。

次に、立会人の指名をいたします。川棚町議会会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に福田徹議員及び小谷龍一郎議員を指名いたします。

投票用紙をお配りいたします。

(投票用紙配布)

議 長 投票用紙の配布漏れはありませんか。

「なし」の声あり

議 長 投票用紙の配布漏れなしと認めます。

立会人は、投票箱を点検願います。

(投票箱点検)

議 長 異常ありませんか。投票箱は異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。

念のため申し上げますが、投票は単記無記名です。

事務局長が、議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。
事務局長。

議会事務局長 それでは、点呼をいたします。町長席の方から投票箱の方へ進み、投票をお願いいたします。

それでは、1番、福田徹議員。2番、小谷龍一郎議員。3番、毛利喜信議員。4番、初手安幸議員。5番、堀池浩議員。6番、山口隆議員。7番、小田成実議員。8番、田口一信議員。9番、高以良壽人議員。10番、堀田一徳議員。11番、炭谷猛議員。12番、水谷末義議員。14番、村井達己議員。

(…投票…)

議 長 投票漏れはありませんか。

「なし」の声あり

議 長 よろしいですね。投票漏れなしと認めます。これで、投票を終わります。

これより開票を行います。福田徹議員と小谷龍一郎議員、開票の立会いをお願いいたします。

(…開票…)

議 長 投票の結果を報告いたします。

投票総数13票、有効投票数11票、無効投票2票。有効投票のうち、毛利議員1票、山口議員1票、小田議員3票、田口議員2票、堀田議員4票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。したがって、堀田一徳議員が副議長に当選をされました。

議場の出入口を開きます。

(議場出入口開放)

(10:16)

議 長 ただいま、副議長に当選をされました堀田議員が議場におられます。川棚町議会会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

それでは、登壇の上、当選人の発言を求めます。堀田議員。

堀田議員 議員皆様のご推挙によりまして、副議長の要職に就任することとなりました堀田一徳でございます。誠に光栄に思いますとともに、重く受け止め、身が引き締まる思いでございます。強い志を持って町民の皆様に信頼される議会運営を目指して、議長の補佐役として職責を果たしてまいりたいと思います。今後とも、議員並びに理事者の皆様、町民の皆様方のより一層のご指導、ご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げ、就任のあいさつといたします。どうも、ありがとうございました。

(10:18)

日程第4 議席の変更

議 長 次に、日程第4「議席の変更」を議題といたします。

会議規則第4条第3項の規定により、議長は必要があると認めるときには議席を変更できるようになっております。

申合せにより、副議長は13番となっておりますので、10番堀田議員を13番席に変更したいと思いますが、ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議席の変更については、以上のとおり変更することに決定をいたしました。

議 _____ **長** それではここで、しばらく休憩をいたします。

(1 0 : 1 8)

(…休 憩…)

(1 0 : 2 8)

議 _____ **長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 _____ **長** ただいま、議会広報広聴特別委員会が開催され、委員長互選の結果、堀田委員が委員長に当選されましたので、ご報告をいたします。

議 _____ **長** お諮りいたします。

堀田一徳議員から副議長への当選により、議会運営委員の辞任届の提出が
あっております。委員会条例第 1 2 条第 2 項の規定により、「堀田一徳議員
の議会運営委員の辞任」を日程に追加し、直ちに議題にしたいと思いたす
が。これにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、「堀田一徳議員の議会運営
委員の辞任」を日程に追加し、直ちに議題にすることに決定をいたしまし
た。

追加日程第 1 堀田一徳議員の議会運営委員の辞任

議 _____ **長** それでは、追加日程第 1 「堀田一徳議員の議会運営委員の辞
任」を議題といたします。

地方自治法第 1 1 7 条の規定によって、堀田一徳議員の退場を求めます。

(堀田一徳議員退場)

議 _____ **長** 本件は、申出のとおり辞任を許可することに、ご異議ありませ
んか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、「堀田一徳議員の議会運営委員の辞任」を許可することに決定をいたしました。

ここで、堀田一徳議員の入場を許可いたします。

(堀田一徳議員入場)

議 _____ **長** ここで、しばらく休憩をいたします。

(10 : 30)

(…休 憩…)

(10 : 38)

議 _____ **長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 _____ **長** お諮りします。

議会運営委員に欠員が生じております。この際、議会運営委員の選任を日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、「議会運営委員の選任」を日程に追加し、直ちに議題にすることに決定をいたしました。

追加日程第2 議会運営委員の選任

議 _____ **長** それでは、追加日程第2「議会運営委員の選任」を議題といたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、小田成実議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名をいたしました小田成実議員を議会運営委員に選任することに決定をいたしました。

議 長 ここで、議会運営委員会を開催し、正副委員長の互選を行う必要がありますので、暫時休憩をいたします。

(…休 憩…)

(10 : 50)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 長 ただいま、議会運営委員会が開催され、副委員長の互選の結果、小田成実委員が副委員長に当選されましたので、ご報告をいたします。

日程第5 石木ダム対策調査特別委員の選任

議 長 次に、日程第5「石木ダム対策調査特別委員の選任」を議題といたします。

石木ダム対策調査特別委員会においては、1名欠員が生じておりますので、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することにいたします。

お諮りします。石木ダム対策調査特別委員の選任については、水谷末義議員を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名をいたしました水谷末義議員を石木ダム対策調査特別委員に選任することに決定をいたしました。

(10 : 52)

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

(10 : 52)

(…休 憩…)

(11 : 05)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6 選挙第2号

議 長 次に、日程第6、選挙第2号「東彼地区保健福祉組合議会議員の選任」を行います。

波戸勇則議員の辞職により欠員が生じたので、東彼地区保健福祉組合議会議長より、辞職許可の報告並びに欠員選任依頼がっております。

東彼地区保健福祉組合議員については、組合規約第5条第2項の規定により、議長及び議員のうちから選出された3人をもって充てるということになっており、定数4名のうち1名の欠員が生じております。

したがって、現議員である議長、福田徹議員及び小谷龍一郎議員を除き1名の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦によることに決定をいたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長の方において指名することに行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定をいたしました。

東彼地区保健福祉組合議会議員の選挙による議員に堀田一徳議員を指名をいたします。

お諮りします。ただいま、議長において指名いたしました議員を、東彼地

区保健福祉組合議会議員の選挙の当選人とすることにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、東彼地区保健福祉組合議会議員の選挙において、堀田一徳議員が当選をされました。

ただいま、東彼地区保健福祉組合議会議員に当選をされました堀田一徳議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

(11 : 07)

議 _____ **長** ここで、しばらく休憩をいたします。

(11 : 07)

(…休 憩…)

(11 : 30)

議 _____ **長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第7 報告第9号

議 _____ **長** 次に、日程第7、報告第9号「専決処分の報告（損害賠償の額を定める件）」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

町 _____ **長** 皆様、改めましてこんにちは。今日は川棚町議会令和4年9月臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、ご健勝にてご出席をいただき、定刻開会いただきまして、誠にありがとうございます。

そしてただいま、欠員による副議長の選挙が行われたところでありますけれども、ご当選をされました堀田議員におかれましては、誠におめでとうございます。心からお祝いを申し上げる次第でございます。これから、村井議長を支え、新たな町議会の更なる活性化にご尽力をいただくとともに、私も行政運営におきましても、ご支援とご協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。お祝いのご挨拶とさせていただきます。

それでは、報告第9号「専決処分の報告（損害賠償の額を定める件）」に

ついて、ご説明いたします。

去る、5月26日の午後8時頃、本町在住の女性運転手が家族所有の自動車で行く中に、中山郷の町道上組西部線路上において、舗装のポットホールに左前輪が脱輪し、当該車両に損害を与えたものであります。

その後、直ちに対応を行い、損害を受けられた相手方と損害賠償額について協議が成立したことから、地方自治法第180条第1項及び専決処分の指定に関する条例第2条第1項の規定により、損害賠償の額を定め、専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告をするものであります。

詳細につきましては、建設課長から説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

議 _____ **長** 建設課長。

建設課長 はい。それでは、私の方から内容についてご説明をさせていただきます。

この件につきましては、損害賠償額について、協議成立後、損害を受けられた方に遅滞なく賠償金額の支払いを行うため、専決処分を行ったものであります。具体的には、専決処分書のとおりでありますので、専決処分の主な事項を読み上げ説明をいたします。次のページの専決処分書をご覧ください。

専決の日付です。令和4年8月5日、専決処分を行っております。

損害賠償の額を定めることについて。

川棚町中山郷1番地11地先、町道上組西部線路上で発生した、アスファルト舗装のポットホールによる物損事故について、下記のとおり損害賠償の額を決定する。

1. 事故発生日時 令和4年5月26日（木）午後8時頃。
2. 事故発生場所 川棚町中山郷1番11地先、町道上組西部線路上。
3. 損害賠償の相手方 損害賠償の相手方につきましては、個人のプライバシーに配慮をしまして、住所及び氏名の箇所を伏せ字として記載をしております。相手方につきましては、先ほど町長が申しあげましたように、町内在住の女性の方であります。

4. 事故の概要 令和4年5月26日（木）午後8時頃、中山郷1番地11

地先の町道上組西部線において、町内在住の女性の方が家族所有の自動車で行中、アスファルト舗装のポットホールに左前輪が脱輪して、タイヤに損傷を与えたもの。

5. 損害賠償額 7, 172円。

以上、説明とさせていただきます。

議 長 これから質疑を行います。田口議員。

8 番 田 口 自動車の走行方向はどっちだったのか。すなわち波佐見方向に向かっていたのか、川棚方向に向かっていたのかというのを1点お聞きします。それによって、そのポットホールの位置が違うと思いますので、その点1点。

それからもう1つ、2点目は、これは誠に聞くべきことではないのかと思いますが、私ら議員が知っておかないといけないことかなと思いますが、金額が非常にというか、小さい金額ですけども、その専決処分の報告をすべき案件なのかどうかというのをちょっと私よく知らないなので、その点を聞きたいと思います。

議 長 建設課長。

建 設 課 長 はい。ただいま田口議員の方から質問がありました、自動車の方の進行方向ですが、波佐見町の方から上組方面に向かった方向となります。以上です。

議 長 総務課長。

総 務 課 長 専決処分の報告、これは金額がこのような些少な場合必要かというご質問でありますけれども、これは金額によって報告をするもの、しないもの、そういう定めがありませんので、このように金額が7, 000円程度であっても報告は必要だと、そういう制度でございます。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。小谷議員。

2 番 小 谷 このポットホールに脱輪ということですけども、そのポットホールのどれくらいの大きさだったのかということと、あとその後どのようにされたのか、そこら辺をお願いします。

議 長 建設課長。

建 設 課 長 ポットホールの方に脱輪という表現で説明しております。ポットホールが開いて、舗装に穴が開いておって、そこにタイヤが落ちて通って

いたという表現で脱輪という言葉を使わせていただいたんですが、大きさにつきましては、進行方向に対して長さ1メートル、幅が40センチ、深さが10センチほどありました。以上です。

議 _____ **長** その後どうされたのか、そこは。

建設課長 すいません。復旧につきましては、連絡がこの方からちょっと遅れてきておりました。事故後から1週間ほど遅れて連絡があったんですが、実際復旧につきましては、事故があった当日から翌日に職員が気付いて埋めてしまっておりました。そういう復旧を行っております。

議 _____ **長** ほかに質疑はありませんか。

(発言なし)

議 _____ **長** よろしいですね。質疑なしと認め、これで質疑を終わり、報告済みといたします

(11:39)

日程第8 議案第36号

議 _____ **長** 次に、日程第8、議案第36号「工事請負契約の締結（町道上組西部線歩道設置工事（堺橋1期下部工及び附帯工））」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 _____ **長** 議案第36号「工事請負契約の締結（町道上組西部線歩道設置工事（堺橋1期下部工及び附帯工））」について、提案理由をご説明いたします。

現在進めております、町道上組西部線歩道設置工事におきまして、町道上組西部線歩道設置工事（堺橋1期下部工及び附帯工）の指名競争入札を8月25日に実施をしたところ、長崎県佐世保市白木町3番18号、株式会社 上滝 佐世保支店 取締役支店長 山崎洋樹が1億2,430万円で落札決定いたしましたので、8月29日に仮契約をしたところであります。

この契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に該当しますので、地方自治法第96条第1項第5号の規定によ

り、議会の議決を求めるものであります。

なお、工事概要等につきましては、建設課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 _____ **長** 建設課長。

建設課長 はい。それでは、工事の概要についてご説明をいたします。次のページの参考資料をお開きください。

工期につきましては、契約の日から令和5年3月20日までとしております。

工事場所は、川棚町上組郷地内としております。

堺橋の概要です。

現況についてです。橋長、 $L = 6.45$ メートル。幅員（有効幅員）、 $W = 5.81$ メートル。

構造、桁橋（箱型）。主要材料、RC橋。

架け替え後です。橋長、 $L = 21.6$ メートル。幅員（有効幅員）、 $W = 10.75$ メートル。

構造、（上部）、プレテンション方式PC単純中空床版橋。（下部）、逆T式橋台。（基礎）、場所打ち杭、ファイ1,000、 $L = 8$ メートルから7.5メートル、 $n = 12$ 本。

堺橋の架け替え予定工期です。

（本工事）、第1期の下部工を令和4年9月から令和5年3月まで。

その後予定となります。

第1期の上部工を令和5年1月から令和5年7月まで。

第2期の下部工を令和5年7月から令和6年2月まで。

第2期の上部工を令和6年1月から令和6年8月までとしております。

このように、堺橋の架け替えについては、工事を4工程に分けて行うこととしており、その期間は約2年間を要する事業計画となっております。これは、堺橋の架け替えに伴い、車両の通行止めが極力生じないように工事を進めるためであり、工事期間中は片側通行となりますが、できるだけ周辺住民の生活に影響を出さないように施工をする計画としております。続きまして、本工事の概要です。

1. 作業土工。

床掘、 $V = 620$ 立米。

埋戻し、 $V = 430$ 立米。

2. 基礎工。

A1 橋台（右岸側）、場所打ち杭、1, 000 ファイ、 $L = 8$ メートル、 $n = 4$ 本。

A2 橋台（左岸側）、場所打ち杭、1, 000 ファイ、 $L = 7.5$ メートル、 $n = 4$ 本。

3. 橋台躯体工。

A1 橋台（右岸側）、 $V = 101$ 立米。

A2 橋台（左岸側）、 $V = 96$ 立米。

4. 踏掛版工。

A1 橋台（右岸側）、 $V = 10$ 立米（ $L = 5$ メートル）。

A2 橋台（左岸側）、 $V = 9$ 立米（5 メートル）。次のページです。

5. 補強土壁工。

壁面組立（ジオパネル）、 $A = 31$ 平米。

ジオテキスタイル敷設、 $A = 108$ 平米。

6. 仮設工。

仮栈橋（A1 橋台側・A2 橋台側）、1 式。

土留め（A1 橋台側・A2 橋台側）、1 式。

大型土のう（設置・撤去共）、52 袋。続きまして、次ページの方の参考図 1 をお開きください。

堺橋の位置及び上組西部線の施工箇所となる平面図であります。

上段の地図と空撮写真は、堺橋の位置を示しております。ちょうど上組地区と中山地区の境にある境川に架かる橋が堺橋であります。なお、平面図には赤丸で囲っております箇所が本工事の施工箇所となります。

下部の空撮図は、現況の堺橋に対しまして、新たに施工いたします堺橋の位置を赤枠で示しております。新たな堺橋は川棚川側に拡幅されることとなります。続きまして、次のページ参考図 2 をお開きください。

堺橋橋梁一般図として、平面図、側面図、下部構造図、上部標準断面図を記載しております。各図面には色を着けて表示をしております。赤斜線及び赤文字は本工事を示しております。青の破線及び青の塗り潰し等青文字は、

次期以降の工事内容を示しております。平面図による緑の破線及び緑の塗り潰し箇所は、現況の路線区域を示しており、緑の塗り潰し箇所が堺橋の位置となります。図面左下の平面図をご覧ください。

赤斜線の箇所が今回工事を行う1期下部工の位置であり、境川の下流側から施工を行っていきます。また、赤斜線区域内の赤丸は、基礎工事となる場所打ち杭の位置を示しております。本工事における場所打ち杭の本数は、右岸側、左岸側で各4本となっており、杭長は7.5メートルから8メートルとなります。下部工の詳細については、図面右下、下部構造図に示しております。続きまして、図面左上をご覧ください。

側面図となります。図面の真ん中に丸で囲った箇所が既存の落差工となっております。落差工とは、河床に段差を設け、河床勾配を安定させ、河床の洗堀を防ぐものであり、この堺橋の前後の河床には大小合わせて5か所設置されております。今回、堺橋の橋長が現況より3倍以上延長されることとなりますが、この既存の落差工に影響を与えないように新たに造る下部工の位置を落差工から離して計画したことにより、橋長が延長されたものとなっております。図面右上には、今後施工を行うこととなります上部標準断面図を記載しております。上部工の構造は、工場におきましてプレキャストコンクリートで製作した橋桁を現地に搬入して、1本ずつ下部工の上に設置する構造となっております。また、梁の内部は空洞となっており、自重を軽くする構造ともなっております。最終ページをご覧ください。

入札結果一覧表であります。指名業者数は10者でありましたが、入札参加業者が4者であり、その4者による入札結果となっております。以上が説明であります。

議 長 これから質疑を行います。堀田議員。

13番堀田 13番堀田です。入札結果の報告がありましたけど、これを見てみますと、町内の業者が1者も入っておりません。これは何か特別な訳があって入られなかったのか、その辺をお聞きしたいと思います。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 はい。お答えします。こちらの工事につきましては、予定価格が1,500万を超えますので、町内の指名選定委員会、こちらの方で選定しております。内容につきましては、判断基準につきましては、こちらの

橋梁の下部工の実績等過去の施工実績等に基づきまして、適切な施工ができる、指名ができる事業者ということで選定しております。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。毛利議員

3 番 毛利 先ほど選定基準につきましては、実績と過去の実績とおっしゃいましたけど、過去何年間とかあるんでしょうか。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 はい。過去2年、令和2年度からの実績ということで判断しております。

議 長 毛利議員。

3 番 毛利 過去2年っていうのはちょっと短すぎるんじゃないかなと思うんですけど、あまりにも。長崎県とかにおいては多分15年とか20年を遡れるという基準になっているかと思うんですけど、どこで判断されたのか。過去2年で下部工の実績なかなかない工事なんで。例えば15年、20年ってそういったスパンでやっぱり実績確認とか、例えば向こうから、業者側から資料を提出させるとか、そういった手法もあったかと思うんですけど。ちょっと明確に何か明文化されたものがあったの選定なのかどうか。委員会の中ではどういった形だったんでしょうか。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 はい。今回、選定においては、町の川棚町建設工事に関する指名業者の選定基準に基づきまして選定をしておるところですが、その中で過去何年間に遡ってといいますか、の実績を参考としなさいと、そこまで明文化されたものはございません。こちらの方で、今回は2年間の実績、あとは本町に指名を出されている事業者様であるとか、この工事に適切に対応できる工種ですね、土木工でありますとか、設計コンサルとか、そういう工種がございますが、今回であればそういう工種等で判断しております。あと、こちらの金額につきましては、今回は10者以上を選定すればいいということに規定上なっておりますので、そういった過去の実績等々を踏まえまして、10者以上を選定しております。以上です。

議 長 毛利議員。

3 番 毛利 先ほど明文化はされていないとおっしゃいましたけども、そして、委員会の中では感覚で選定をされているんですか。明確な基準はな

い、その要領なんか明文化されていないとすれば、そういった指名を選考する委員会、そういったのはもう感覚でやられているというような感じにしか聞こえないんですけど、どうなのでしょう。

議 _____ **長** 企画財政課長。

企画財政課長 はい。すみません、ちょっと私の答弁がちょっと誤解を与えたというところもあろうかと思いますが、今回は、予定価格の水準から10者以上を選定して指名を行うということになっております。その中で、今回につきましては、施工が可能な事業者を選定する判断材料として、あくまで今回は、過去2年間の実績等に基づいて選定を行っております。以上です。

議 _____ **長** 関連ですか。最後に。

3 番 毛 利 明確な基準がないとおっしゃってますね。なんで、例えばこれは今回1億円ありましたと、そういうのは書いてないんでしょう。1億円以上だったらじゃあ実績を過去2年みますとか、そういったことは書いてないんでしょう。というのと、こういった工事ですから、多分土木工事出てると思うんですよね、工種でいうと。とするならば、例えばこういった実績がないとか言われますけど、その実績は地元の自治体がつってあげないと、地元の業者にはできないんですよね。例えば他所からしてもそうなんですけど。なので、やっぱりこの中に町内の業者とかが入ってくる。で、結果はもう入札の結果ですから致し方ない。チャンスは与えてもいいんじゃないかなと思うので、最初から外しているっていうのがどうしても意図的なものを感じてしまっただけ。なので、もう明確に書いていないとか、明文化されていないというのであれば、例えば1億円でどうのこうのって書いてないのであれば、チャンスくらいは与えてもよかったんじゃないかなと思うんですけど。

議 _____ **長** 企画財政課長。

企画財政課長 はい。すみません。まあ今回は、先ほど申し上げた様々な判断基準に加えて、特定建設ということで、そういった規模もある程度大きな工事になりますので、そういった判断材料も1点ございました。そういったところで、過去の実績とかそういう金額的な規模も踏まえながら選定を行ったところではありますが、建設工事に関する指名業者の選定基準というところの中に、町内企業の優先指名という項目も一部がございます。こういったところも踏まえながら、今後、指名においては適切に内容を協議してまいりた

いと考えております。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。山口議員。

6 番 山 口 今ですね、地元業者のいわゆる業者が全くこの入札に乗れないような形になっていると、そういうことを考えれば、その基準その他也曖昧であるということであれば、この堺橋の架け替え予定工事だけでも、あと3件あるわけですね。そしたら3件ある中で、全く同じパターンになれば、やっぱり地元の間人としては何で地元の業者がしないのかという疑義も出てくる可能性がある。まあそういったことを踏まえて、これはもう結果ですから、今回はもうやむを得ないと私も判断いたします。それでも次のですね、いわゆる3回に分けた後工事が行われる予定でございますので、そういった工事については、極力地元の業者が、せめて入札の土俵に上がれるような、そういうふうないわゆるシステム、そういう制度を考えていただきたいと、これは要望でございますので、答えがあれば答えていただきたい。なければ無理して答えなくても結構でございます。以上、要望をしておきます。

議 長 答弁されますか。はい。一応要望ということで、後日検討をしていただければと思います。ほかに質疑はありませんか。福田議員。

1 番 福 田 参考図2の中に側面図、左上の図面の真ん中に、落差工（既存）とあります。これは、もう工事はないということで、ただ、境川の流路の断面図を見るだけの、その参考として中に入っているのか、何か工事があるのかをお聞きしたいと思います。

議 長 建設課長。

建 設 課 長 はい。側面図の方で、今、福田議員が言われたように落差工の表示があります。これは今の既存の形を絵にしております。で、今後残った3期の工事の中で、この落差工の一部は取壊しをして位置を変える計画がございます。その際は、また改めて工事の説明をさせていただこうと思っております。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。福田議員。

1 番 福 田 既存の川の断面図からいきますと、この今回の橋の設計図を見ますと、大幅に両側にこう基礎とか造って、大きな橋になってるんですけど、工期とかその費用の面からして、この工法になったのか、そこら辺の経

緯といいますかね、できればもっとこう今の川の大きさに合わせたような小さい感じでもできたんじゃないかなと思うんですが、そこら辺の経緯をお聞きしたいと思います。

議 _____ 長 建設課長。

建設課長 はい。すみません。詳しい経緯のその資料というのは今日用意してないんですが、今回この分については、コンサルの方に設計業務を委託しております。その際に、いろんな工法につきまして比較検討をし、これが最も経済的だということとここでこの工法、こういう設計を行ったところであります。以上です。

議 _____ 長 ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

(発言なし)

議 _____ 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ 長 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第36号「工事請負契約の締結（町道上組西部線歩道設置工事（堺橋1期下部工及び附帯工））」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ 長 異議なしと認めます。したがって、議案第36号「工事請負契約の締結（町道上組西部線歩道設置工事（堺橋1期下部工及び附帯工））」

は、原案のとおり可決されました。

(1 2 : 0 4)

議 長 ここで、お諮りをいたします。本臨時会において議決されました案件につきまして、議決の結果生じた条項、字句、数字その他、整理を要するものについては、川棚町議会会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、これら整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定をいたしました。

議 長 これをもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

令和4年9月川棚町議会臨時会を閉会いたします。ご起立願います。大変、お疲れ様でした。

(1 2 : 0 5)

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川棚町議会議長 村井達己

会議録署名議員 堀池浩

会議録署名議員 田口一信